

**2002年12月31日時点抛出油量上位10カ国（IOPC 2002年Annual Reportより）**

国名	抛出油量	比率
日本	253 百万トン	20.53%
イタリア	133 " "	10.81%
韓国	124 " "	10.05%
オランダ	106 " "	8.58%
フランス	102 " "	8.29%
イギリス	71 " "	5.75%
シンガポール	65 " "	5.30%
スペイン	59 " "	4.83%
カナダ	58 " "	4.74%
ドイツ	37 " "	3.04%
小計	1,008 " "	81.92%
その他	228 " "	18.08%
合計	1,236 " "	100.00%

**1992CLC及び1992FCによる補償額の増額**

2000年10月16日から20日に開かれた第82回IMO（国際海事機関）法律委員会において、1992CLC・1992FCで定める責任制限額/補償限度額の増額（約50%引上げ）が以下のとおり決定されました。

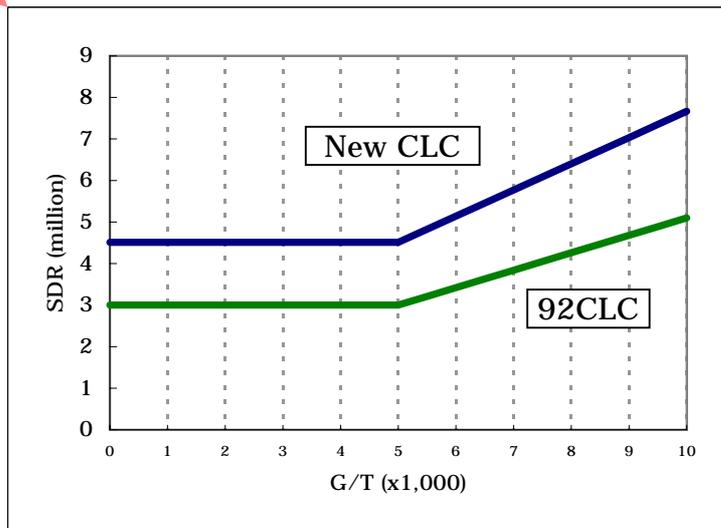
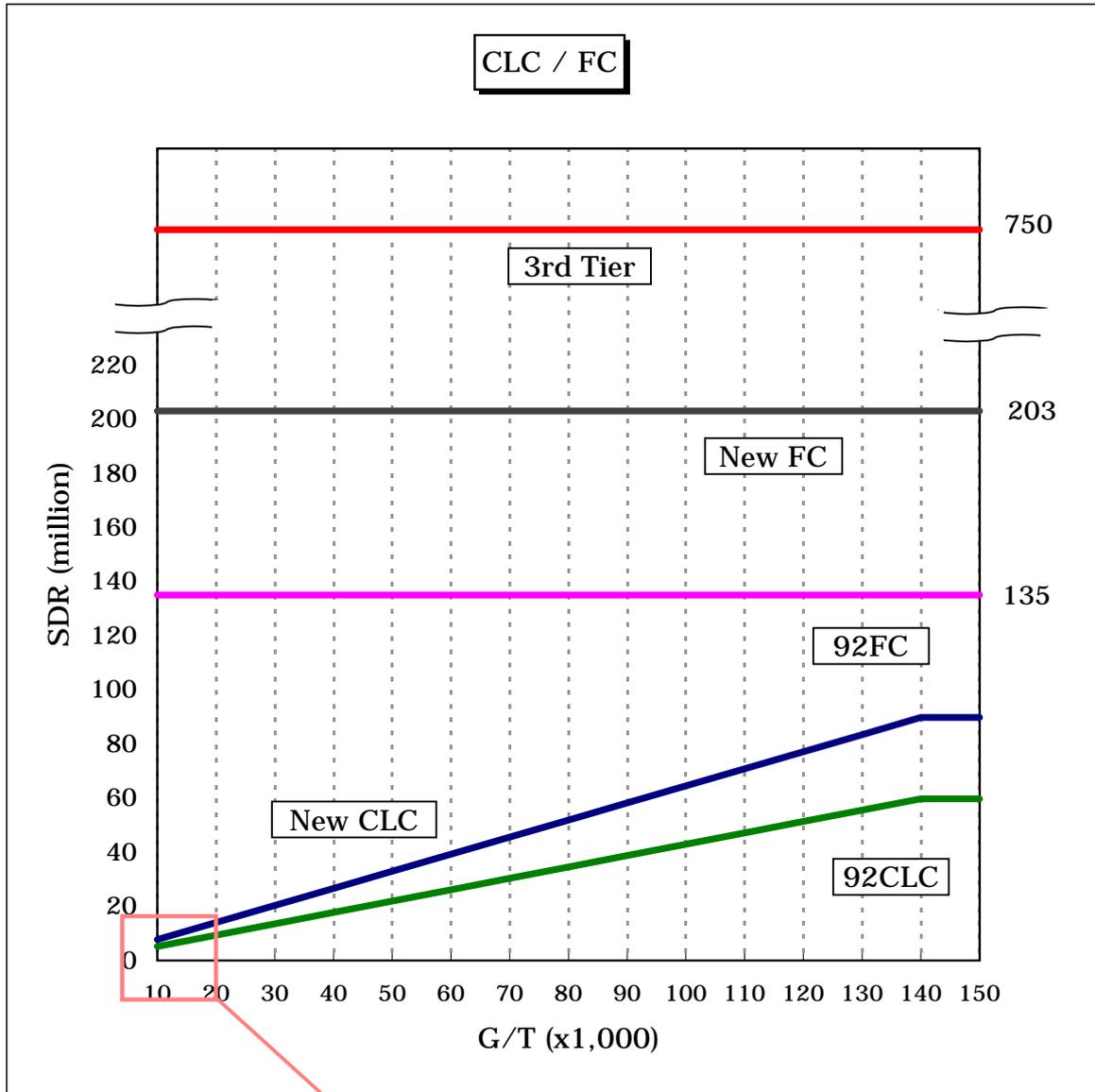
a) 1992CLC (現在の換算率：1 SDR = 約US\$1.40、1 SDR = 165円)

船 型	改訂後	現 行
5,000総トン以下	一律4.51百万SDR (約6.31百万ドル、約7.4億円)	一律3百万SDR (約4.2百万ドル、約4.9億円)
5,000総トン超	上欄数値に、5,000総トンを越える部分について1トンにつき631SDRを加算	上欄数値に、5,000総トンを越える部分について1トンにつき420SDRを加算
140,000総トン超	一律89.77百万SDR (約126百万ドル、約148.1億円)	一律59.7百万SDR (約83.6百万ドル、約98.5億円)

b) 1992FC補償限度額

改訂後 : 203百万SDR (約284百万ドル、334.9億円)  
現 行 : 135百万SDR (約189百万ドル、222.7億円)

c) 実施 : 2003年11月1日



Notes) "New CLC", "New FC" = 改定後1992CLC、改定後1992FC(2003年11月1日より発効)

## **1992 Fund 条約に関する 2003 追加基金設立議定書抄訳**

### 第 1 条（定義）：

- 「船舶」、「者」、「所有者」、「油」、「汚染損害」、「防止措置」、「事故」は 1992 責任条約中の定義に同じ。
- 「抛出油」、「計算単位」、「トン」、「保証提供者」、「受入施設」は 1992 基金条約中の定義に同じ。

### 第 2 条（追加基金）：

「2003 国際油濁補償追加基金」と称する汚染損害に関する国際追加基金（以下“追加基金”という。）を本議定書により設立する。

### 第 3 条（適用範囲）： 略

### 第 4 条（追加補償）：

- 1992 FC では不十分な補償しか受けられない、あるいは同 FC で規定する補償額を超えるような油濁損害の被害者に対し、本追加基金が補償を行う。
- 追加基金による補償額の総合計は、1992 責任条約 / 1992 基金条約に基づき支払われた金額と合わせ 750 百万 SDR を超えない額とする。

### 第 5 条（追加基金の支払い手続き）： 略

### 第 6 条（補償請求権の消滅）：

第 4 条に基づく補償請求に関する除斥期間は 3 年とする。

### 第 7 条（裁判管轄権）：

原則として 1992 CLC に基づく裁判所が追加基金の管轄裁判所となる。

### 第 8 条（追加基金に対する判決執行）：

管轄裁判所での確定判決は他の締約国を拘束する。

### 第 9 条（代位求償）：

追加基金は代位求償権を取得できる。

第 10 条（拠出金）：

追加基金に対する年次拠出は各締約国により行われる。この場合、暦年中に 150 千トンを超える拠出油を受け取った者が拠出金を支払う。

第 11 条（総会による予算管理）： 略

第 12 条（拠出金支払延滞時措置）： 略

第 13 条（締約国の通知義務）： 略

第 14 条（最低油受取量）：

第 10 条の規定に拘わらず、各締約国の最低年間拠出油受取量は百万トンとみなす。

第 15 条（雑則）： 略

第 16 条（組織及び管理）：

追加基金に総会、事務局長を長とする事務局を置く。

第 17 条（事務局等）： 略

第 18 条（経過措置）：

- 一締約国による年間（暦年）拠出金の総計は、当該暦年につき本議定書に基づき支払われる拠出金総額の 20% を超えないものとする。
- 本経過措置は全締約国の暦年総受け取り拠出油量が 1,000 百万トンに達するか、本議定書発効後 10 年を経過するかいずれか早い時点までの適用とする。

第 19 条（最終規定）：

- 本議定書はその署名のために 2003 年 7 月 31 日から 2004 年 7 月 30 日まで開放しておく。
- 1992 FC の批准国のみが本議定書の締約国になることができる。

第 20 条（拠出油に関する情報）： 略

第 21 条（発効）：

本議定書は最低 8 ヶ国が批准につき留保なしに署名し、かつ、暦年総拠出油量が 450 百万トンに達した日から 3 ヶ月後に発効する。

第 22 条（最初の総会）： 略

第 23 条（改正及び修正）：

本議定書の改正または修正を目的として締約国の 3 分の 1 の要請があった場合、IMO は締約国による会議を開催しなければならない。

第 24 条（補償限度の変更）：

1～10

- 補償限度を変更は、最低締約国の 4 分の 1 の要請があり、過半数の出席を条件として IMO 法律委員会出席国の 3 分の 2 以上の賛成があった場合のみ認められる。
- いかなる修正も、本議定書発効前あるいは修正が加えられた後 3 年間は行ってはならない。
- 本議定書に規定された補償限度額については、年間複利で 6% を超える増額及び 3 倍を超える増額を行ってはならない。
- 採択された補償限度を変更は、IMO から全締約国に通知がなされた後、12 ヶ月後に受け入れられたものとみなす。ただし、締約国の 4 分の 1 以上の変更拒否通知があった場合はこの限りでない。
- 受け入れられたとみなされる変更は、受け入れ後 12 ヶ月で発効する。
- 上記補償限度変更があった場合、本議定書が発効前 6 ヶ月以内に廃棄されない限り、全締約国が同変更拘束される。

第 25 条（1992 FC 議定書）： 略

第 26 条（廃棄）：

1～5

- 締約国は、本議定書が自国について効力を生じた日以降いつでもこれを廃棄することができる。
- 廃棄は事務局長への廃棄書寄託後 12 ヶ月または同廃棄書に明記される 12 ヶ月以上の期間後に効力が生じる。
- 1992 FC の廃棄は本議定書の廃棄とみなされる。

第 27 条（臨時総会）： 略

第 28 条（失効）：

本議定書は締約国数が 7 ヶ国未満または締約国の総拠出油受取量が 350 百万トン未満となるいずれか早い時点で効力を失う。

第 29 条（追加基金の終了）： 略

第 30 条（受託者）： 略

第 31 条（正文言語）： 略